

令和7年度奥州市農業委員会事業計画

本市の農業情勢

国では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大など、農業を取り巻く情勢の変化に応じるため、「食料・農業・農村基本法」を改正し、当該改正法の施策の方向性に即した関連3法（「食料供給困難事態対策法」・「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」（農地関連法）・「スマート農業技術活用促進法」）を令和6年6月に公布したところである。

一方、本市においては、圃場整備事業の促進を契機に、農業経営の大規模化や集約化が加速しているが、長年の課題である農業従事者の高齢化及び後継者不足の解消などが克服できない状況にある中、長期にわたる資材や燃油価格等の高騰による経費増が、本市の農業に暗い影を落としており、依然として、本市の農業を取り巻く状況は深刻である。

I 事業方針

農業委員会は、法令に基づく許認可業務と併せて、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止及び解消」、「新規参入の促進」に取り組むことで「今耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人につないでいく」を実現すべく、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携して農業委員会活動を行うものとされている。

日常の最適化活動や農地パトロールをはじめとした現地確認調査はもとより、令和6年度に策定した「地域計画」の見直しのため、地域・集落での話し合いの継続が求められており、農業委員会としても地域・集落での話し合いに積極的に参画することとする。

農業委員会は「農業・農業者の利益代表」として、農業者の声に耳を傾け、市をはじめとする関係機関・団体と一体となった農業政策の推進を図るとともに、農業委員及び推進委員一人ひとりが役割を十分に発揮し、地域農業の持続的な発展と奥州市農業の振興に寄与するため次の事業を行う。

- 1 総会等の会議の開催
- 2 優良農地の確保と利用集積及び集約化の促進
- 3 農政・情報活動の推進
- 4 農業振興活動の連携推進
- 5 農業者年金の普及推進

II 事業計画

I 総会等の会議の開催

農地法等の法令に基づく事務の適正処理並びに農政活動及び農業振興活動を推進するため、次の会議等を実施する。

(1) 総会

農業委員会唯一の議決機関として事業計画等の重要事項や農地法、農業経営基盤強化促進法等の法令に基づく事項に関し審議、決定を行う。

(2) 運営委員会

総会に提出する議案及び重要事項の協議を行う。

(3) 全員協議会

農業委員会の運営、その他重要案件を農業委員全員で協議する。

(4) 農政専門委員会

農地等の利用の最適化に関する施策の企画立案、又は関係機関等へ意見を提出する。

(5) 農業振興専門委員会

農業に関する調査及び情報の提供を行い、集落営農及び担い手育成並びに農業経営の合理化を推進する。

(6) 広報編集委員会

広報の発行編集についての企画、その他調整を行う。

(7) 農地利用最適化推進会議

地域に密着した農地利用最適化推進活動のため、地域推進班を編成し、全体会議や代表者会議を開催する。

(8) 農業委員及び推進委員の資質向上活動

専門的な知識の習得に向け、岩手県農業会議等が行う研修会への積極的な参加や独自研修会の開催などにより活動の充実強化に努める。

2 優良農地の確保と利用集積及び集約化の促進

優良農地を確保するとともに、農地集積・集約化の推進による農業生産力の増進並びに農業経営の向上安定を図るため、次の事項に取り組む。

(1) 農地法に基づく事務の適正処理

ア 農地の権利移動に関する事項

イ 農地転用に関する事項

ウ 賃借料等農地情報の提供に関する事項

エ 農地所有適格法人の資格要件に関する事項

オ 農地等の利用関係に関する和解の仲介及び争議の防止のための調査、指導等

カ 相続農地の届出の受理及びあっせん等

キ 農地台帳及び地図情報の整備と公表に関する事項

- (2) 農業振興地域の整備に関する法律に関する事項
 - ア 優良農用地の確保と有効利用の推進
 - イ 交換を含む権利移動に伴う円滑な計画の推進、指導
 - ウ 市が行う農業振興地域整備計画変更に対する意見
- (3) 農業経営基盤強化促進法に関する事項
 - ア 認定農業者等の担い手への農地集積・集約化の支援
 - イ 地域計画の見直しに係る地域・集落での話し合いへの参画
 - ウ 目標地図の素案の作成
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する事項
 - ア 農地コーディネーターと連携した農地集積・集約化活動
 - イ 農用地利用集積等促進計画案への意見具申
- (5) 土地改良法に関する事項
 - ア 農地の交換分合計画の決定又は意見、助言
 - イ 土地改良事業に伴う換地計画に対する同意又は意見、助言
- (6) 農地利用に関する事項
 - ア 違反転用の防止など農地の適正利用に向けた農地パトロールの実施
 - イ 遊休農地解消対策の適切な実施
 - ウ 改正農地法に伴う農地取得等の適切な運用
 - エ 許可後の農地の適正利用の勧告、許可取消等の実施
 - オ 農地の利用状況の日常的な把握
- (7) 農地に係る税制の特例に関する事項
 - ア 農地等生前一括贈与の納税猶予に関する事務指導
 - イ 農地流動化施策に対する課税特例の啓発

3 農政・情報活動の推進

国の諸政策等を的確に把握し、地域農業の実態に即した農業施策の実現に向けた農政活動や必要な情報の提供活動を展開し、農業経営の確立、育成を図るため次の事項を進める。

- (1) 地域農政活動の推進
 - ア 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見、その他農業に係る要望に関する事項
 - イ 行政機関からの諮問に対する答申に関する事項
 - ウ 農林関係予算確保並びに農業委員会制度の強化対策に関する事項
 - エ 関係機関・団体との懇談会の開催
- (2) 情報活動の展開
 - ア 農業委員会だよりの発行（年2回）
 - イ 全国農業新聞の普及拡大
 - ウ その他情報提供や資料の配布

4 農業振興活動の連携推進

地域農業の振興発展に向け、関係機関・団体等と連携協力する。

- (1) 農作業労賃標準額の設定、公表
- (2) 先進事例等の研修
- (3) 青年農業者等との意見交換
- (4) 家族経営協定の推進

5 農業者年金の普及推進

農業者の老後の生活の安定のため農業者年金への加入は極めて大切であり、加入目標を設定し、農業委員及び推進委員の日常活動に加えて、各種研修会や広報媒体を活用してその達成に努める。

- (1) 制度の周知徹底・加入促進のため強化月間を設定し、委員全員による推進活動の実施
- (2) 岩手県農業会議と連携した農業者年金相談の実施
- (3) 円滑な経営移譲（経営継承）及び適正な年金受給に係る助言、指導
- (4) 農業者年金に係る情報提供や資料の配布